○文部科学省告示第百三十九号

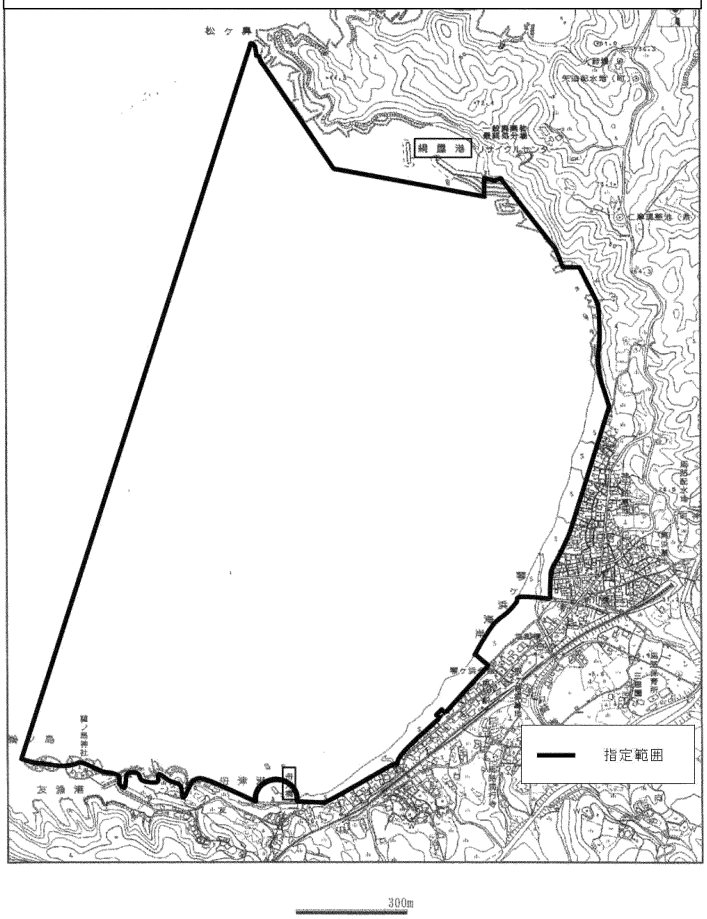
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
琴ヶ浜	島根県大田市仁摩町馬路	別図の通り。 備考　別図は省略し島根県教育委員会及び大田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

天然記念物　琴ヶ浜　指定地域参考図



○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第二十二号、昭和五十三年文部省告示第二十号、昭和五十八年文部省告示第二十三号、昭和六十一年文部省告示第十五号、平成元年文部省告示第百十二号、平成五年文部省告示第百五十九号、平成二年文部科学省告示第百二十号、平成二十年文部科学省告示第九号、平成二十四年文部科学省告示第十三号、平成二十六年文部科学省告示第十一号、平成二十七年文部科学省告示第十号、平成二十八年文部科学省告示第三十号及び平成二十九年文部科学省告示第十二号	奈良県橿原市高殿町	一四一番一、一四二番一、一四二番二、一四九番、一四九番、一五〇番一、一五〇番一、一五〇九番、一五一番一、一五一番一二番一
		同別所町	五九番、六〇番、六二番一、六二番二、六四番、六六番、六六番一、六八番
		同醍醐町	四三番五、四三番八、一〇六番二、一〇六番三、一〇六番四、一〇六番七、一〇六番八、一〇六番一〇、一七九番二、二〇四番、二三二番一、二三三番一、二三五番一、二三五番四、二四一番、二四二番一、二四二番二、二四三番、二四四番
		同縄手町	一五九番六、一六八番二、三一〇番四、三九六番一一
		同法花寺町	七番一、一一番一、四二番
		同四分町	二六七番一五、二六七番一七、二六七番一八、二六七番二〇、二八六番一、二八六番三、二八六番四、二八六番五、二八六番一〇、二八七番一一、二八七番一五
		同飛驒町	八四番四、八八番六、八八番八、八八番一〇、八九番二、八九番五、八九番六、八九番七、九〇番一

○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
大鳥井山遺跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	秋田県横手市金沢中野字根小屋	別図の通り。 備考　別図は省略し秋田県教育委員会及び横手市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）	大鳥井山遺跡 附陣館遺跡